

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「お客様に安心感を与える最適な環境を維持するために、技術力と人的資源を結集させ、高品質サービスを提供する。」という日本空調グループの経営理念を定め、この経営理念に基づく日本空調グループ行動規範を取締役及び使用人が実践することで、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

また、当社は、会社経営における一層の透明性の充実を図るため、事業活動における重要事項及び業績等の社内外に対する説明責任を自覚し、迅速かつ正確な情報公開を目指しております。

これらを踏まえ、健全な企業としての持続的な企業価値の向上を実現するため、取締役会、取締役、その他の業務執行部門、監査役会、監査役等が一丸となって、社会的信頼に応えることを基本的な考え方と認識しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社の外国人株主の割合は相対的に低い水準であると考えておりますが、今後、外国人比率が一定割合以上となった場合は、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めてまいります。

【補充原則4-3-3 CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立】

当社では、代表取締役を解任するための一律の評価基準や解任要件は定めておりませんが、中期経営計画等の数値目標の達成度や単年度業績の結果等により、その機能を十分に発揮しているかの評価について、取締役会において審議しております。

他方、代表取締役が法令もしくは定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、解任が相当と判断される場合には、取締役会の審議を経て解任を決議することとなります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は取引関係の維持・強化、業界情報の収集等の総合的観点からの保有目的の合理性に関する検証結果を踏まえ、当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断された株式を取得し保有しております。保有する株式については、定期的かつ継続的に保有する意義や縮減の必要性等を検証します。

他方、当社において資金調達が必要が生じた場合、その調達手段の一つとして他の手段との比較において有利であると判断された場合に売却することがあります。

また、同株式に係る議決権の行使については、取引関係の維持・強化や当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資するか否か等を総合的に判断して、議案に対する賛否を判断して、行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社の取締役、監査役が利益相反取引や競業取引を行う場合は、法令及び社内規程にて取締役会の承認を必要とする旨を定めており、取引が生じた場合は、関連法令等に基づき、適時適切に開示します。

また、当社及びグループ会社の役員に対し、1年に1回、関連当事者取引に関するアンケート調査を実施し、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社はコーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金の制度を導入しておりません。

他方、当社は、社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しており、社員それぞれの資産形成が適切におこなえるように、当社の運用制度の説明や運用商品の選定等に関する説明をおこなう等、環境整備に取り組んでおります。

【原則3-1 情報開示の充実】

1 当社は、「お客様に安心感を与える最適な環境を維持するために、技術力と人的資源を結集させ、高品質サービスを提供する。」という日本空調グループの経営理念を定め、この経営理念のもと日本空調グループ行動規範や中期経営計画を定めています。行動規範及び中期経営計画については、当社ホームページ等にて開示しております。

2 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「 . 1 . 基本的な考え方」に記載しております。

3 取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「 . 1 . 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

4、5 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続については、その候補者選定(再任を含む)にあたり、社内候補者は、当社の事業活動について、適切かつ機動的な意思決定ができるよう、内部統制、人事、経理、経営企画、営業、技術監理等の各分野の知見と経験を有していること、及び、5親等までの親族が従業員に在籍していないこと等を役員候補者の推薦の際の条件として、取締役会にて決定しております。加えて、取締役就任後は、代表取締役の在任期間は通算6年まで、取締役の在任期間は通算10年までとする制限を設けることも社内規程で定めており、その規程に準拠して運用しております。

他方、社外候補者(再任を含む)は、当社のガバナンス充実に向けた助言や問題提起が期待できる等、最適と思われる候補者で構成されることを基本方針として、取締役会にて決定しております。

また、当社では経営陣幹部が法令・定款等の違反や、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる行為など、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、解任の決議をすることとしております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社の取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程等において定めて経営に関する方針や重要事項等を決定しております。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役及び業務執行取締役等に委任しております。その委任の範囲は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分しております。以上を踏まえ、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が示す独立性判断基準に準拠して判断しております。また、社外取締役の選任にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、事業活動について適切かつ機動的な意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行うことができるよう、取締役会全体として、内部統制、人事、経理、経営企画、営業、技術監理等の各分野の知見と経験を有する社内取締役と、当社のガバナンス充実に向けた助言や問題提起が期待できる複数の社外取締役により構成することを基本方針とし、定款の定めに基づき10名以内と定めております。

取締役の選任にあたっては、上記の見地から取締役にふさわしいと考える候補者を取締役が推薦し、取締役会の審議を経て、株主総会の承認を得ています。

【補充原則4-11-2 取締役の他社兼任状況】

当社の取締役、監査役の他社での兼任の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、及びコーポレート・ガバナンス報告書等により毎年開示しております。

現在は、社外取締役2名のうち1名が他の上場会社の社外取締役を兼任しております。その他の取締役7名及び監査役4名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員を兼務しておりませんので、当社の取締役及び監査役の業務に支障がない体制となっております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の実効性を高め企業価値をより向上させることを目的として、各取締役による取締役会の自己評価を行っております。

その評価手法及び結果の概要は以下の通りです。

評価の手法としては、取締役会の実効性に関する質問に、すべての取締役が自己評価をする形で回答することとし、その回答内容に基づき、当社の取締役会全体の実効性の分析・評価を行うこととしております。

その評価の結果、当社の取締役会では、取締役会の規模が適当であること、オープンな議論や意見交換が可能な文化が形成されていること、倫理観を持った経営体制であることに一定の評価があることを確認いたしました。

一方で、グローバル化を加速し成長を追求する戦略における主要なリスクや、経営陣幹部・取締役の報酬額決定プロセスについて、取締役会での議論に時間をかける必要があることが課題として浮かび上がりました。今後、当社の取締役会では、今回の分析・評価を踏まえて十分な議論を行い、対応策の策定とその実行に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役及び監査役就任時には、それぞれの活動に必要な法令等の各種情報を習得すべく、外部機関への参加を要請しております。

就任後も、取締役はその役割・責務を果たしていくうえで必要な知識・情報を習得・更新することができるよう、定期的に勉強会を開催すること等により、取締役の役割と責任の理解促進に努めております。

また、監査役は、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な情報の収集や更新等を行っております。

なお、上記にかかる費用は会社負担としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する基本的方針は以下の通りとしております。

- ・集中日を回避した株主総会の設定と当社役員との株主説明会の開催
- ・個人投資家・アナリスト・機関投資家等との定期的、かつ、継続的な対話を促進すべく、各種IRフェアへの積極的参加や個別訪問の実施
- ・IR資料のホームページ掲載

株主との対話促進を目的として、当社株式を取得した理由、今後の保有方針、IR活動への期待及び当社に期待する事項等で構成されるアンケートを実施いたしました。

回答内容は概ね好評評価をいただきました。今後も、株主の皆さまからのご意見やご要望を反映することにより企業価値の向上に取り組んでまいります。

また、個人投資家・機関投資家の皆さまに当社の経営状況や業務内容を説明する機会を積極的に設けることで、当社に関する理解度を深めていただくことに努めてまいります。

その他の実施状況につきましては、本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」をご参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,857,800	8.14
日本空調サービス従業員持株会	2,704,200	7.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,971,700	5.62
株式会社三菱UFJ銀行	1,640,000	4.67
株式会社愛知銀行	1,336,000	3.81
東京海上日動火災保険株式会社	1,128,000	3.21
岐阜信用金庫	800,000	2.28

KIA FUND 136 常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店	718,000	2.05
岡地 修	578,000	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	491,500	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明 更新

1. 上記の【大株主の状況】は、2019年3月31日現在のものであります。当社は自己株式(691千株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、上記「支配株主(親会社を除く)の有無」及び「親会社の有無」についても2019年3月31日現在で判断しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2,857千株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,971千株  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 491千株

3. 2018年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行他2名の共同保有者が2018年4月1日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行以外の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称:株式会社三菱UFJ銀行

保有株券等の数:1,640,000株

株券等保有割合:4.58%

氏名又は名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

保有株券等の数:1,620,700株

株券等保有割合:4.53%

氏名又は名称:三菱UFJ国際投信株式会社

保有株券等の数:175,800株

株券等保有割合:0.49%

4. 2018年5月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友アセットマネジメント株式会社が2018年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称:三井住友アセットマネジメント株式会社

保有株券等の数:2,206,700株

株券等保有割合:6.17%

(注) 三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日付で三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ商号を変更しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
景山 龍夫	公認会計士													
森田 尚男	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

景山 龍夫	<p>景山公認会計士事務所において代表であります。</p> <p>なお、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円又は法令に規定される最低限度額のいずれか高い額としております。</p> <p>また、当社の独立役員に指定しております。</p>	<p>公認会計士として専門的見地から経営監視を行っていただくため、2000年6月に社外監査役として招聘いたしました。その後、監査の経験で得られた幅広い経営知識を活用させていただき、2002年6月より社外取締役役に就任していただき、現在に至っております。</p> <p>また、当社経営陣からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去において当社の会計監査人であった青山監査法人に在籍していましたが、1998年11月に同監査法人を脱退されました。現時点におきまして、同氏が同監査法人を脱退後、20年以上が経過しており、もとより同監査法人が解散していることから、当該経歴による当社経営への影響はないものと思われま</p>
森田 尚男	<p>朝涼法律事務所において代表であります。</p> <p>なお、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円又は法令に規定される最低限度額のいずれか高い額としております。</p> <p>また、当社の独立役員に指定しております。</p>	<p>弁護士としての専門的知識・経験等を当社に活かしていただくため、2012年6月に社外取締役役に就任していただきました。</p> <p>同氏が代表を務める朝涼法律事務所と当社との間に取引関係はなく、また、当社経営陣からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p> <p>なお、同氏は、当社と顧問契約を締結していた旗法律事務所に1990年4月から2008年7月までの間在籍しておりましたが、同法律事務所を退所してから10年以上が経過しており、また、現在当社は旗法律事務所と顧問契約を締結していないことから、当該経歴による当社経営への影響はないものと思われま</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

#### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会								

#### 補足説明

##### 指名諮問委員会の概要

指名諮問委員会の目的:代表取締役社長の選定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化

指名諮問委員の選定方法:全ての社外取締役及びそれ以外の取締役のうち取締役会が特に指名する者で、取締役会決議によって就任する

指名諮問委員会の開催頻度:不定期(随時開催)

事務局等の設置状況:経営企画部を事務局としている

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

##### 【内部監査の組織、人員及び手続】

当社の内部監査につきましては、社長直轄の組織である内部監査部(2019年6月24日現在:専任スタッフ7名)が行っており、監査役会に、監査計

画・監査実施状況などについて定期的(年2回)に報告するとともに、意見交換を行っております。また、内部監査報告書及び監査指摘事項に対する監査対象部門からの改善報告書も監査役会にすべて提出されております。内部監査部が行う各事業部門、各子会社への定期監査には、監査役も立ち会い、連携を図り、効率的監査に努めております。

【監査役監査の組織、人員及び手続】

監査役監査につきましては、2名の社外監査役を含む4名の監査役で構成される監査役会が、会計監査人である有限責任あずさ監査法人より、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、定期的に報告を受けるとともに、質疑、意見交換を行い、また、その往査に立ち会い、実施状況を把握し、かつ連携を図り、効率的監査に努めております。

また、監査役は、内部監査に立ち会うとともに、内部統制の評価を含む監査結果報告が遅滞なく報告される体制となっています。

なお、社外監査役 寺澤実氏は公認会計士の資格を有しております。

【各監査と内部統制部門との関係】

内部統制部門として総務部内部統制チームを設置しており、内部監査部とは、監査役監査、会計監査との連携の為の情報交換及びその部門間調整を行うとともに、内部監査により発見された不備・開示すべき重要な不備に関する情報共有と再監査・改善に向けた提言等に関する連携を図っております。

総務部内部統制チームは監査役会に対して、内部統制に関する社内外からの重要情報の報告及び内部統制全般に関する進捗状況等の定期的報告を行っております。

また、会計監査人である監査法人に対しては、当社内部統制の評価範囲・対象事業所等、重要事項に関する会社方針の説明を行うとともに連携を図り、監査法人と内部監査部及び監査対象部門との間の調整・会計監査の立ち会いを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐伯 典久	他の会社の出身者													
寺澤 実	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

佐伯 典久	<p>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円又は法令に規定される最低限度額のいずれか高い額としております。</p> <p>また、当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、2013年6月に社外監査役として招聘いたしました。</p> <p>同氏は、当社グループにおける主要借入先のひとつである株式会社三菱UFJ銀行の前身のひとつである株式会社東海銀行の業務執行者として勤務され、2002年11月に退行(退行時は株式会社UFJ銀行)いたしました。当社グループの株式会社三菱UFJ銀行からの借入金は、借入金全体の15%程度を占めているものの、金融機関からの借入総額は総資産の5%程度と借入の依存度は高くないものと捉えています。また、預金が借入金を大幅に上回る当社グループの財務状況も併せみると、同行の当社グループに対する影響は限定的であり、経営等の意思決定に及ぶものではないと認識しております。</p> <p>従いまして、当社経営陣からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
寺澤 実	<p>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、5百万円又は法令に規定される最低限度額のいずれか高い額としております。</p> <p>また、当社の独立役員に指定していません。</p>	<p>公認会計士としての専門的知識・経験を有し、社外監査役として適任であると判断して2015年6月に社外監査役として招聘いたしました。</p> <p>同氏は、過去において当社の会計監査人であった青山監査法人に在籍していましたが、1998年7月に同監査法人を脱退されました。現時点におきまして、同氏が同監査法人を脱退後、20年以上が経過しており、もとより同監査法人は、既に解散していることもあり、当該経歴による監査役職務への影響はないものと思われまます。</p> <p>また、同氏が代表を務める公認会計士寺澤会計事務所と当社は、平成12年4月から平成27年5月までの間、顧問契約を締結していましたが、同契約は現在終了しており、その顧問料はいずれの年も多額でなかったと判断しております。</p> <p>従いまして、当社経営陣からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

### その他独立役員に関する事項

当社経営陣からの独立性が高いと判断し、証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

なお、社外取締役森田尚男氏は、マルサンアイ株式会社の社外取締役を兼務しております。

当社は、マルサンアイ株式会社と、同社工場他の空調設備メンテナンス等の取引関係があるものの、その取引額は僅少であり、かつ、森田尚男氏は同社の業務執行に関与しておらず、当社の社外取締役としての独立性に影響はございません。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションを導入しております。

当社の取締役(社外取締役を除く)に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることとしております。新株予約権の目的である株式の総数は、取締役(社外取締役を除く)に対しては600,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限としております。

また、執行役員についても同様に株式報酬型ストックオプションを割り当てることとしております。新株予約権の目的である株式の総数は、執行役員に対しては400,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限としております。

なお、2014年4月1日付及び2016年4月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記に記載の株式の総数の上限につきましては、当該株式分割により調整した株式数となっております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し付与しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

【2018年度の報酬等の額】

取締役の報酬等の総額は、194百万円。(内訳:社内取締役178百万円、社外取締役16百万円)

なお、上記報酬等の総額には、ストックオプションとして、社内取締役6名に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額28百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は固定報酬と、業績連動報酬として年次インセンティブ(賞与)及び中長期インセンティブ(ストックオプション)で構成されております。

取締役の固定報酬については、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。

また、監査役の固定報酬については、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、監査役会で決定しております。

なお、取締役及び監査役に対する報酬限度額は、次のとおりであります。

a 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第43回定時株主総会において、年額240百万円以内(使用人分給与を除く。)と決議しております。

b 監査役の報酬限度額は、2012年6月22日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。

役員賞与については、定量的な業績指標により決定しており、業績の向上、企業価値の増大を計る指標として、当社グループの年次の本業の儲けを表す営業利益(連結)を、当社の重要な経営課題の一つである株主への利益還元を表す指標として、株主還元額(年間の配当金の総額)を選択しております。

また、算定方法については、対象期間の営業利益(連結)の1%、または年間の配当金の総額の5%のいずれか低い方を報酬限度額とし、具体的な金額については、株主総会で総額を決議し、取締役会で協議を行い配分することとしております。

なお、当事業年度における役員賞与に係る指標の目標及び実績は次のとおりであります。

指標の種別1 営業利益(連結) 目標値(連結) 2,500百万円 実績値(連結) 2,600百万円

指標の種別2 年間の配当金の総額 目標値(連結) 806百万円 実績値(連結) 912百万円

ストックオプションについては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上の貢献意欲を高めることを目的に株式報酬型ストックオプションを導入しており、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、その時の株価水準により、取締役会で決定しております。

なお、報酬限度額については、上記に記載の取締役の報酬限度額とは別枠として、2012年6月22日開催の第49回定時株主総会において、ストックオプションとして取締役(社外取締役を除く。)に発行する新株予約権に関する報酬限度額は、年額50百万円以内と決議しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部門・専従スタッフは、特に設けておりません。

取締役会資料につきましては、原則、事前に配布し、必要に応じ関連部門より事前説明を行っております。

なお、情報伝達は関連部門から書面または電子メールにて都度報告を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
橋本東海男	相談役	当社経営全般事項についての助言	常勤、報酬有	2018/03/31	2019/04/01 ~ 2020/03/31



## その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

## 【体制の概要と採用理由】

当社では組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制として、以下の会社の機関等を設置しております。

- (1) 当社の取締役会は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程等において定めて経営に関する方針や重要事項等を決定しております。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役及び業務執行取締役等に委任しております。その委任の範囲は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分しております。以上を踏まえ、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、取締役と執行役員の区分けにより、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- (2) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続きについては、その候補者選定(再任を含む)にあたり、社内候補者は、当社の事業活動について、適切かつ機動的な意思決定ができるよう、内部統制、人事、経理、経営企画、営業、技術監理等の各分野の知見と経験を有していること、及び、5親等までの親族が従業員に在籍していないこと等を役員候補者の推薦の際の条件として、取締役会にて決定しております。加えて、取締役就任後は、代表取締役の在任期間は通算6年まで、取締役の在任期間は通算10年までとする制限を設けること等も社内規程で定めており、その規程に準拠して運用しております。他方、社外候補者(再任を含む)は、当社のガバナンス充実に向けた助言や問題提起が期待できる等、最適と思われる候補者で構成されることを基本方針として、取締役会にて決定しております。また、当社では経営陣幹部が法令・定款等の違反や、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる行為など、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、解任の決議をすることとしております。
- (3) 当社の代表取締役社長の選定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として指名諮問委員会(以下、委員会)を設置しております。この委員会は、社外取締役を委員長として社外取締役を中心に構成され、取締役会の諮問機関として代表取締役社長の候補者を選定しております。
- (4) 監査役会は、2019年6月24日現在、4名の監査役(うち社外監査役2名)で構成されています。定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、適法性の観点から取締役の職務遂行状況を監査します。また、内部監査部及び会計監査人と、期中を通じて報告の機会と必要に応じ協議する機会等により、適切に連携を図っております。
- (5) 監査役を選任は、監査役会の同意を得て、取締役会において候補者を決定し、株主総会の承認を受けております。報酬については、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、監査役会で決定しております。
- (6) 執行役員の選任は、代表取締役社長の推薦を受け、取締役会で承認しております。報酬については、代表取締役社長が決定しております。
- (7) コンプライアンス委員会は、代表取締役社長の諮問機関として年2回開催し、当社及び主要な子会社のコンプライアンス経営の構築、維持、向上および改善等に関する事項を審議し、代表取締役社長に提言を行っております。
- (8) リスク管理委員会は、代表取締役社長の諮問機関として年2回開催し、当社及び主要な子会社のリスク管理体制の構築、維持、従業員の意識改革及び取組み等に関する事項を審議し、代表取締役社長に提言を行っております。
- (9) 当社にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築と運用を図るための組織として総務部に内部統制チームを設置しております。
- (10) 社外役員の選任状況につきましては、2019年6月24日現在で社外取締役2名(取締役9名のうち)、社外監査役2名(監査役4名のうち)ですが、当社の組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、適正な範囲だと考えております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。
- (11) 社外取締役景山龍夫氏は、2018年度に開催した取締役会16回中11回に出席し、議案審議等にて主に公認会計士としての専門的知識・経験を基に重要な発言を行っております。同氏につきましては、景山公認会計士事務所の代表であります。同所と当社の間には特別な関係はありません。社外取締役森田尚男氏は、2018年度に開催した取締役会16回中15回に出席し、議案審議等にて主に弁護士としての専門的知識・経験を基に重要な発言を行っております。同氏につきましては、朝涼法律事務所の代表及びマルサンアイ株式会社の社外取締役であります。同所及び同社と当社の間には特別な関係はありません。なお、社外取締役2名につきましては、当社経営陣からの独立性が高く、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員であると判断し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (12) 社外監査役佐伯典久氏は、2018年度に開催した取締役会16回全てに出席し、議案審議等にて金融機関、企業での幅広い知識と豊富な経験を基に疑問点を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、2018年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外監査役寺澤実氏は、2018年度に開催した取締役会16回全てに出席し、議案審議等にて主に公認会計士としての専門的知識・経験を基に疑問点を明らかにするために質問し、意見を述べております。また、2018年度に開催した監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。同氏につきましては、公認会計士寺澤会計事務所代表であります。同所と当社の間には特別な関係はありません。

なお、社外監査役2名につきましては、当社経営陣からの独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

- (13) 会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役のいずれも5百万円又は法令に規定される最低限度額のいずれか高い額としております。  
なお、当社と会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

- (14) 必要に応じて、顧問契約を締結した弁護士事務所並びに税理士事務所より、助言・指導を受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、組織体制及び事業規模、並びに経営効率を踏まえ、経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、社外取締役2名を含む取締役会は経営に係る意思決定を行い、取締役の職務執行の効率化と取締役会の意思決定の妥当性を高め、他方、社外監査役2名を含む4名の監査役が、取締役の職務執行を監査するものとします。以上により、当社においてコーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	最も集中が予想される開催日を避けております。(2019年6月21日開催)
電磁的方法による議決権の行使	2019年6月21日開催の第56回定時株主総会より、電子投票制度(インターネットによる議決権行使)を導入いたしました。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定時株主総会の開催につきまして 2004年度より開催場所を当社本社より名古屋都心に変更し、株主の皆様が株主総会へより出席しやすい環境整備に努めております。</li> <li>また、2010年度より当社ホームページ上に招集通知(事業報告を含む)を掲載しております。</li> <li>・株主懇談会の開催につきまして 2003年度より、株主の皆様と当社役員との懇談会を開催しております。</li> </ul>

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	以下のURLにてディスクロージャーポリシーを公表しています。 <a href="https://www.nikku.co.jp/ja/ir/disclosure.html">https://www.nikku.co.jp/ja/ir/disclosure.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京、大阪、名古屋を中心に当社単独または複数の上場企業による合同のIRフェアに積極的に参加しております。(2018年度 5回開催)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向けの決算、第2四半期決算説明会の開催はもとより、同様に機関投資家の個別訪問を継続的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにてIR資料を掲載しています。 <a href="https://www.nikku.co.jp/ja/ir/lib.html">https://www.nikku.co.jp/ja/ir/lib.html</a> IR資料として、決算短信、有価証券報告書、報告書、決算説明会資料、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門 : 経営企画部広報チーム IR担当役員 : 代表取締役社長 田中 洋二	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1999年に本社社屋を対象として、ISO14001の認証を取得し活動しています。また、2003年に名古屋市より事業活動において環境に配慮した取り組みを自主的かつ積極的に実施している事業所であると認められ、「エコ事業所」としての認定を受けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動規範において、誠実で透明な企業経営を行い、株主、債権者をはじめ広く社会に対して、企業情報の適時開示に努めることを規定しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社企業グループにおける内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

- a 当社及び当社子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役及び使用人の行動指針として、経営理念、企業行動規範及びコンプライアンス管理規程を定め、その周知を目的として定期的な研修等を実施する。  
企業価値向上にとって有効かつ効率的な内部統制システムの構築とその運用、推進を図るため、内部統制部門を設ける。  
法令遵守の課題に対応するため、社外委員を含めたコンプライアンス委員会を設ける。  
企業行動規範、コンプライアンス管理規程等の違反を早期に発見し解決するため内部通報制度を活用する。  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たないための方針を企業行動規範に明確に定め、適切に対応する。  
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行う。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
法令及び社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む)の保存、管理を適切に行う。
  - 1) 株主総会議事録及び関連資料
  - 2) 取締役会議事録及び関連資料
  - 3) その他重要会議議事録及び関連資料
  - 4) 稟議書及び関連資料
  - 5) その他取締役の職務に関する重要な書類
- c 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
事業の存続と経営目標を達成するため、リスク管理規程を設け、組織、責任者、リスクの識別、発生の可能性、会社への影響度の測定等のリスク管理の体制と基準を定める。  
リスク管理の実効性を確保するために、リスク管理委員会を設ける。
- d 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、経営管理の意思決定と執行を明確に区分し、取締役会は、重要な経営に関する意思決定と各取締役の業務執行に関する監督を行い、事業運営の指針となる中期経営計画を策定する。各業務執行部門は、その実現に向けた具体的実施策を立案し実行をする。内部監査部門は、経営管理と統制の有効性を評価し、改善に向けた提言等を行う。
- e 当社グループの業務の適正を確保するための体制及び取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制  
経営理念、企業行動規範等の行動指針を共有し、原則として全ての子会社に当社の内部統制システムの適用、整備を行う。  
関係会社管理規程に基づき、当社グループの経営を管理し、状況に応じて主要な子会社に取締役又は監査役を派遣して経営を把握する。  
関係会社管理規程において、当社に対するグループ各社の重要情報等の報告事項を定め、適時、報告を受ける。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の必要に応じて監査役の職務を補助するための独立性を持った監査役補助者を置くこととし、当該補助者は、監査役の指揮命令に服し、その人事評価・異動・懲戒等については、予め監査役会の同意を得る。
- g 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告すべき事項は、漏れなく遅滞なく報告される体制を構築する。  
監査役に報告する事項は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、法令及び定款に関する事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項等とする。  
監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に対し、重要事項等に関する報告を求めることができる。  
監査役に報告をした者に対し報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。
- h 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- i その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役が当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席し、各社の稟議書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができる体制を確保する。  
監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設ける。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりです。

当社企業グループは、企業行動規範において反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たないことを取り決めてそれを周知させております。

- (1) 企業防衛対策協議会に加入して、反社会的勢力に関係する情報や事例の入手や講習会、研修会に参加しております。また、同会を通じて反社会的勢力への対応のアドバイスを受けるなど、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

(2) 総務部が当社企業グループ統括の反社会的勢力との窓口として、日常の対応について指導し、不当な要求を受けないように注意を促しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では、買収防衛策の導入はしていません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【参考資料： 模式図】  
(2019年6月24日現在)

